

平成 25 年 6 月 27 日

【照会先】

高知労働局労働基準部健康安全課

課 長 中井 正和

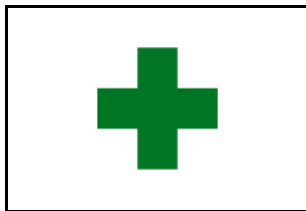
課長補佐 三宮 健朗

直通電話 088 - 885 - 6023

報道関係者 各位

平成 25 年度全国安全週間がスタートします！

～「高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害」～



(安全旗)



(安全衛生旗)

高知労働局（局長 櫻井恵治）では、「全国安全週間」の準備期間中に全国安全週間説明会を実施するなど安全機運の醸成を図ってきたところですが、本週間中においては安全パトロールや幅広い周知活動を行い、安全意識の高揚と安全活動の定着を図り、労働災害防止を推進します。

全国安全週間に関し、以下の行事等が予定されています。

- ・局長パトロールの実施
- ・厚生労働大臣安全衛生推進賞
- ・高知県建設業労働災害防止大会の開催

1 高知労働局署一斉パトロールの実施（16 名 14 現場）

（1）労働局長パトロールの実施

日 時 : 7 月 3 日（水）午前 10 時開始

場 所 : 南国市岡豊町小蓮（高知大学岡豊団地内）
高知大学病院病棟新営その他工事

工事概要 : 地上 7 階塔屋 2 階鉄骨鉄筋コンクリート造

建築面積 4,729 m² 延床面積 18,524 m² 最高高さ 40m（塔屋含む）

（請負金額約 60 億円（うち躯体工事約 30 億円）

現在の進捗率 38% (2 階・3 階部分躯体工事中)

パトロール当日における作業員等 15 社約 60~70 人

(2) 各労働基準監督署におけるパトロール (13 現場)

高知署 : 2 名の労働基準監督官による、3 カ所の建設現場のパトロールを実施。

須崎署 : 監督署長以下 3 名による建設現場 2 カ所のパトロールを実施。

四万十署 : 監督署長以下 3 名による建設現場 6 カ所のパトロールを実施。

安芸署 : 監督署長以下 2 名による建設現場 2 カ所のパトロールを実施。

2 第 49 回高知県建設業労働災害防止大会 (資料番号 1 参照)

(主催 : 建設業労働災害防止協会高知県支部、後援 : 高知県・高知労働局)

日時 : 7 月 1 日 (月) 午後 1 時 30 分開始

場所 : 高知県立県民文化ホール・グリーン

内容 : 第一部 優良事業場表彰、個人表彰
第二部 特別講演

3 厚生労働大臣安全衛生推進賞 (資料番号 2 参照)

高知労働局関係では、安全衛生推進賞で 1 名が受賞となります。

厚生労働大臣 安全衛生推進賞 ^{いわと}岩戸 ^{ひとし}斎

受賞理由 : 長年にわたり陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知支部が主催するフォークリフト運転技能講習に実施管理者、講師として関わり、高知県下での安全運転の普及に努めたこと。

また、高知県労働災害防止団体に参加し、他の労働災害防止団体との連携のもと高知県下の会員の安全意識の向上を図ったこと。

備考 : 7 月 1 日 (月) 午前 10 時から高知労働局・局長室において伝達を行うほか、10 月 1 日 (火) 開催が予定されている高知県産業安全衛生大会においても披露を予定しています。

4 他の取り組み

○第 36 回須崎地区安全衛生大会 (資料番号 1 参照)

(主催 : 須崎労働基準協会、後援 : 須崎労働基準監督署)

日時 : 7 月 4 日 (木) 午後 1 時 30 分開始

場所 : 須崎市立市民文化会館

内容 : 優良事業場表彰、個人表彰、事業場発表、特別講演

○第 49 回安芸地区安全衛生大会 (資料番号 1 参照)

(主催：安芸労働基準協会、後援：安芸労働基準監督署)

日 時 : 7 月 5 日 (金) 午後 2 時開始

場 所 : 田野町ふれあいセンター大ホール

内 容 : 優良事業場表彰、個人表彰、安全講話、特別講演

5 参考 (平成 25 年における労働災害発生状況等) (資料番号 3 参照)

平成 25 年 5 月末現在、全産業における死傷者数 (休業 4 日以上) は 291 人で、前年同期に比べて 31 人 (9.6%) 減となり、近年の増加傾向から減少に転じたように見受けられるが、死亡者数は 6 人で、前年同期より 1 名増となっている。

(詳細については資料参照)

(添付資料)

資料番号 1 : 全国安全週間期間中に高知県下において開催される各種大会

資料番号 2 : 平成 25 年度「安全衛生に係る優良事業場、団体または功績者に対する厚生労働大臣表彰」について

資料番号 3 : 平成 25 年における労働災害発生状況等

安全週間主要行事

◇ 第49回 高知県建設業労働災害防止大会

(建設業労働災害防止協会高知県支部主催、高知県・高知労働局後援)

日時：7月1日(月) 午後1時30分～

場所：高知県立県民文化ホール・グリーン

内容：第一部

優良事業場・個人表彰

第二部

特別講演

「安全は新しい公共システムの導入・普及で促進される」

高知工科大学 システム工学群

教授 國島 正彦 氏

◇ 第36回 須崎地区安全衛生大会

(須崎労働基準協会主催、須崎労働基準監督署後援)

日時：7月4日(木) 午後1時30分～

場所：須崎市立市民文化会館(須崎市新町2丁目7-15)

内容：表彰 優良事業場・個人表彰

事業場発表

「安全対策について」

住友大阪セメント高知工場

工務課課長代理 神辺 隆行 氏

特別講演

「決め事が実践される 職場をめざして」

講師 小松建設株式会社 常務取締役 和田 義幸 氏

◇ 第49回 安芸地区安全衛生大会

(安芸労働基準協会主催、安芸労働基準監督署後援)

日時：7月5日(金) 午後2時00分～

場所：田野町ふれあいセンター大ホール(安芸郡田野町1828-5)

内容：表彰 優良事業場・個人表彰

安全講話

「新しい木のカタチ」

講師 株式会社エコアス馬路村 総務企画係長 山田 善之 氏

特別講演

「釣りバカ浜ちゃん 高知移住の7つの理由」

講師 南国生活技術研究所 代表 黒笹 慈幾 氏

平成 25 年度「安全衛生に係る優良事業場、団体または功績者に対する厚生労働大臣表彰」の受賞者

平成 25 年度「安全衛生に係る優良事業場、団体または功績者に対する厚生労働大臣表彰」の受賞者には、下記のとおり 23 事業場と 1 団体、個人 39 名が決定し、7 月 1 日に表彰されます。

【平成 25 年度 受賞事業場・受賞者数】

(1) 優良賞 (11 事業場)

安全衛生に関する水準が特に優秀で、他の模範と認められる事業場

(2) 奨励賞 (13 事業場)

安全衛生に関する水準が優秀で、改善への取組が他の模範と認められる事業場

(3) 団体賞 (1 団体)

安全衛生活動を活発に推進し、関係事業場の安全衛生水準の向上に顕著な功績があった団体

(4) 功労賞 (3 名)

長年、労働安全衛生に尽くし、日本の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

(5) 功績賞 (31 名)

安全衛生活動の指導的立場にあり、地域、団体、関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

(6) 安全衛生推進賞 (5 名)

長年にわたり安全衛生の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人

高知労働局関係では、安全衛生推進賞で 1 名が受賞となります。

厚生労働大臣 安全衛生推進賞 いわと 岩戸 ひとし 齋

(受賞理由)

長年にわたり陸上貨物運送事業労働災害協会高知県支部が主催するフォークリフト運転技能講習に実施管理者、講師として関わり、高知県下での安全運転に努めたこと。

また、高知県労働災害防止団体に参加し、他の労働災害防止団体との連携のもと高知県下の会員の安全意識の向上を図ったこと。

1 平成25年5月末（速報値）労働災害発生状況について

（1）死亡災害発生状況

- ① 平成25年5月末の高知県における労働災害による死亡者数は6人で、前年よりも1人増加となっている。
- ② 業種別では、建設業と運輸業が各2人、製造業と第三次産業が各1人となっている。
- ③ 事故の型では、「飛来・落下」と「交通事故」が各2人、「墜落・転落」と「はさまれ・巻き込まれ」が各1人となっている。

（2）休業4日以上之死傷災害発生状況について

- ① 平成25年5月末の高知県における休業4日以上之死傷者数は291人で、前年よりも31人（9.6%）の減少となっている。
- ② 業種別では、第三次産業が105人（前年同期比20人減）と最も多くを占めている。次いで製造業59人（同増減なし）、建設業53人（同9人減）となっている。
- ③ 事故の型別で最も多いのは、「転倒」が53人（前年同期比3人減）、次いで「墜落・転落」が45人（同2人増）、「はさまれ・巻き込まれ」が39人（同1人減）、「動作の反動・無理な動作」38人（同7人減）となっている。
- ④ 各業種における労働災害を事故の型別にみると、第三次産業での死傷者数105人のうち、「転倒」によるものが最も多く27人（25.6%）となっている。製造業での死傷者数59人のうち「はさまれ・巻き込まれ」によるものが最も多く16人（27.1%）となっている。建設業での死傷者数53人のうち「墜落・転落」によるものが最も多く13人（24.5%）となっている。

（3）今後の対策について

重篤な労働災害の減少を図るため、

- ① 建設業に対し、作業床の端からの「墜落・転落」、建設機械による「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害防止のための取組みを実施する。
- ② 製造業に対し、原因の究明と機械設備の本質安全化を図り「はさまれ・巻き込まれ」による労働災害防止のための取組みを実施する。
- ③ 第三次産業に対しては、転倒防止を中心に指導等を実施する。飲食店には、安全衛生マニュアル等の普及を図り「転倒」と「切れ・こすれ」による労働災害防止を図る。